

1号教育認定  
平成30年度鳴門市立幼稚園利用者負担額(保育料)

階層区分	定義	幼稚園保育料 H29年度保育料 (月額)	収入が360万円未満 市民税 77,100円以下		階層区分	(参考) 国基準保 育料上限 額
			兄・姉の年齢制限なし			
			2子半額 (3子無料)	ひとり親世帯等 (2子無料)		
①	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	①	0円
②	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	②	3,000円
③	市民税均等割のみ課税世帯	3,000円	0円	0円		
④	市民税所得割課税額 77,100円以下	8,000円	4,000円	3,000円	③	10,100円
⑤	市民税所得割課税額 211,200円以下	9,000円	/	/	④	20,500円
⑥	市民税所得割課税額 211,201円以上	10,000円	/	/	⑤	25,700円

- ※ 子ども・子育て支援新制度実施に伴い、保育料は毎月(12ヶ月分)集金することになります。
- ※ 多子世帯の軽減措置として、小学校3年以下の年長の子どもから順に2人目は半額となります。  
保護者と生計を一にして、扶養している、第3子以降の幼児の保育料は無料となります。
- ※ ふたり親世帯で鳴門市の階層区分 第③階層においては、保護者が扶養している兄姉がいる場合、兄姉の年齢にかかわらず第2子は無料となります。
- ※ ふたり親世帯で鳴門市の階層区分 第④階層においては、保護者が扶養している兄姉がいる場合、兄姉の年齢にかかわらず第2子は半額となります。
- ※ ひとり親世帯や在宅障がい児(者)等のいる世帯で、鳴門市の階層区分 第④階層世帯の第1子は3,000円になります。
- ※ ひとり親世帯や在宅障がい児(者)等のいる世帯で、第③階層の方は、第1子から無料となります。
- ※ 階層区分は、4～8月は、前年度分の市民税、9～3月は、当年度分の市民税により決定します。
- ※ 利用者負担額を計算する際の税額には、次の控除は適用しません。これらの控除のある方の税額は「控除がなかった場合の税額」となります。  
・寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等